

# 移住促進特別区域の指定要件について

## ■指定する区域の規模について

旧村 または 小学校区単位(※一部除外等は地域の同意があれば可)

- ▶考え方 地域としての一体性があり、地域課題を把握し解決するためのビジョンを持つことができる単位。自治会や地域連携組織が存在し、継続的かつ主体的な活動ができること。なお、自治会等の組織から、地域としての一体性を保っている場合は上記以外の枠組みでの指定もありうる。

## ■指定の各要件について

### (1)特別な対策を講じる必要性があると認められること

○区域内の人口が減少していること(H22、H27、R2 国勢調査における人口で確認)

国勢調査比較	H22→H27	H27→R2	指定の判断
人口減少率	減少	減少	◎
	横ばい 増加	減少	H27→R2において、 <b>2%以上減少している場合◎</b> 〔※人口減少市町村の人口減少率の平均=2.69% 全市町村の人口減少率の平均=1.61%〕

○区域内に空家バンクに登録し流通させるべき空家が2桁以上あること

- ・現在バンク登録されている空家数ではなく、今後の登録見込みも含む活用できると考えられる空家数

○移住促進の取組が地域課題の解決のために必要であると住民に理解されていること

- ・移住促進特別区域の趣旨や対象地域について自治会等で合意されており、住民へ周知されていること

※その他、地域に大きく影響を与える事象が生じた場合は、その影響を踏まえて必要性を判断

### (2)移住促進の取組が円滑かつ継続的に実施されると見込まれること

- ・地域に移住者を受け入れのための組織（実施主体）が存在し、市町村と協働して活動できること

### (3)市町村が区域内住民の理解と協力を得るよう努めていること

- ・当該申し出を行う市町村が広報等によって条例及び区域申請の趣旨や内容に関し周知し、理解と協力を得るよう努めていること

### (4)市町村が区域で継続的に移住促進するための体制を整備すること

- ・当該申し出を行う市町村が地域の実施主体と協働して活動する体制を整備していること

### (5)市町村が区域内の空家の実情に即した移住促進施策を実施すること

○地域課題と目標が明確であり、目標達成のために必要な移住者像が明確であること

- ・地域課題の解決のために呼び込みたい移住者像を明確に定めていること

○地域の実施主体、市町村の対応窓口、空家バンクの存在等により判断

- ・自治会の規約等、実施主体の構成や協力する関係団体等が確認できること
- ・市町村の移住担当部署を確認、呼び込みたい移住者像に対応可能であること
- ・登録空家となりうる物件が掲載される市町村が運営する空家バンクがあること